

■ 建築基準法関係の手数料

◆ 確認、完了検査及び中間検査申請手数料

区 分		手 数 料 の 額			
		確認申請	完了検査申請		中間検査申請
床面積の合計			中間検査無し	中間検査有り	
建 築 物	$A \leq 30\text{m}^2$	8,000円	14,000円	12,000円	13,000円
	$30\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	15,000円	16,000円	15,000円	16,000円
	$100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$	23,000円	22,000円	20,000円	20,000円
	$200\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	29,000円	29,000円	28,000円	28,000円
	$500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	51,000円	49,000円	46,000円	45,000円
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	71,000円	67,000円	63,000円	60,000円
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	212,000円	157,000円	151,000円	135,000円
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	333,000円	241,000円	235,000円	209,000円
	$50,000\text{m}^2 < A$	647,000円	488,000円	482,000円	427,000円
建築設備 (昇降機)		14,000円	18,000円	—	—
	計画変更	7,000円			
建築設備 (小荷物専用昇降機)		7,000円	11,000円	—	—
	計画変更	4,000円			
工作物		12,000円	13,000円	—	—
	計画変更	6,000円			

備考 上の表の建築物に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定します。

【確認申請手数料】

- ① 建築物を建築する場合(計画変更及び移転を除く。)は、その建築する部分の床面積
- ② 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転を除く。)は、その計画の変更をする部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分は、その増加する部分の床面積)
- ③ 建築物を移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更する場合(計画変更を除く。)は、その移転、修繕、模様替又は用途変更をする部分の床面積の2分の1
- ④ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更する場合は、その計画の変更をする部分の床面積の2分の1

【完了検査申請手数料】

- ① 建築物を建築した場合(移転を除く。)は、その建築した部分の床面積
- ② 建築物を移転、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、その移転、修繕又は模様替した部分の床面積の2分の1

【中間検査申請手数料】

中間検査をする部分の床面積

◆ 主な許可等の申請手数料

区 分		手数料の額	
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請		120,000 円	
道路位置指定申請		50,000 円	
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請		27,000 円	
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請		33,000 円	
公衆便所等の道路内における建築許可申請		33,000 円	
道路内における建築認定申請		27,000 円	
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請		160,000 円	
用途地域における建築等許可申請		180,000 円	
特殊建築物等の敷地の位置の許可申請		160,000 円	
仮設建築物建築許可申請	存続する期間	2月以内	43,000 円
		2月を超え3月以内のもの	60,000 円
		3月を超えるもの	120,000 円
移転の認定申請		27,000 円	